

明石市議会基本条例の遵守を求める第2次請願書

2015年9月4日

明石市議会

議長 絹川和之様

(請願者) 政策提言市民団体 市民自治あかし

請願の趣旨

明石市議会は昨年4月に「議会基本条例」を施行されました。この基本条例では、議会の活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げ、市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも議会活動の原則に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げています。

ともすれば市民の信頼が低下している自治体議会の信頼を取り戻すために、明石市議会がこのような基本条例を制定されたことは高く評価しています。基本条例施行2年目にあたっては、議員間の討論を行わず、賛否の理由も明確にしないまま採決するという旧来の悪弊を払しょくし、自治基本条例ならびに議会基本条例に基づいて市民への説明責任を果たすとともに、議員相互の自由な討議を通じて合意形成に努力し、議会の役割と信頼感を高めて市民の信頼を得ることができると議会運営が行われますよう、以下の項目の実現を請願します。

請願の項目

議案の審議および採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、本会議・委員会ともに賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行ったうえで、採決を行うように努めてください。

請願の理由

1. 市民への説明責任を果たすためには、賛否の理由を議員一人ひとりが明示する責任があります。
2. 現状では、賛否が分かれる議案について「討論」に際して賛否の理由を明確にしないまま採決されることが少なくありません。これでは、市民に開かれた、分かりやすい議会とは言えません。
3. 「議員相互の自由な討議を通じて合意形成に努める」ためには、議員一人ひとりが意思表示を行った後、合意形成に努めるべきです。

以上